

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力（奄美大島年金事務所）
- (2) 需要場所 別添1のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

供給先各官署に供給する電気のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2026-01/2025%20RE100%20Technical%20Criteria-Japanese%20%201.pdf>

また、別添3-2において開示した再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式：交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧）：6,600V
- ③ 計量電圧（標準電圧）：6,600V
- ④ 標準周波数：60Hz
- ⑤ 受電方式：1回線受電
- ⑥ 蓄熱式付加設備の有無：無
- ⑦ 契約種別：業務用電力A-1

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 契約電力：実量制とし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
(目安として別添1に令和9年4月の予定契約電力を記載する。)
- ② 予定使用電力量：別添1のとおり。

(3) 使用期間

自	令和	9年	4月	1日	0:00
至	令和	10年	3月	31日	24:00

(4) 電力量等の計量：別添 1 のとおり。

(5) 需給地点

需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

電気料金の計算は、次の①—1、①—2、①—3及び①—4を合計して得た金額とする。

① — 1 基本料金

契約ごとに基本料金単価を定め、当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を 0 円とみなして算定するものとする。

① — 2 電力量料金

契約ごとに電力量料金単価を定め、当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

① — 3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

① — 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

② 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(9) 入札金額算出方法

- ①容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
- ②本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(10) 対価の支払方法

- ① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整（単価含む）、請求金額等明細内訳を記載した報告書（任意様式）を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- ② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することができる。

(11) その他

- ① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再エネ賦課金については、管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対し定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ③ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ④ 再生可能エネルギー電気の確認資料
乙は、契約年度における電気の供給が終了後、原則3か月以内に、供給元電源情報及び供給を行った電気に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添3-5及び別添3-6を甲に送付すること。原則3か月以内までの送付が難しい場合は、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添3-5及び別添3-6提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「2.仕様」を満たしていない場合、乙は、「2.仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
- ⑤ その他この仕様書に定めのない事項については、担当部署の指示に従うものとする。

(12) 主体的業務等の再委託の禁止

当該業務の実施にあたり、主体的部分（業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求）を第三者へ委託することは認めないものとする。

3. 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

別添3-1、別添3-2、別添3-3及び別添3-4を令和8年12月11日（金）正午までに「5. 担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和8年12月15日（火）17時までに

「５．担当部署」より電話で連絡を行う。

(２) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添２の質問書を作成のうえ、「５．担当部署」に電話連絡後、令和８年１０月２１日（水）正午までにＦＡＸにより提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和８年１１月２日（月）１７時頃に日本年金機構ＨＰに掲載する。

５．担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 担当：篠原

ＴＥＬ 03-6892-0727 ＦＡＸ 03-6892-7993

項番	拠点名	住所	自動検針装置	検針方法	計量器構成 (線)	契約 電力 (KW)	【参考】令和 9 年 4 月～令和 1 0 年 3 月の使用電力量見込 (単位 : kWh)													
							R9.4月	R9.5月	R9.6月	R9.7月	R9.8月	R9.9月	R9.10月	R9.11月	R9.12月	R10.1 月	R10.2 月	R10.3 月	合計	内訳
1	奄美大島年金事務所	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町 3 - 1	有	遠隔自動検針	本線	26KW	2,890	3,187	4,307	4,431	4,701	4,406	4,440	3,047	3,067	3,166	3,082	3,060	43,784	夏季 : 13,538kWh その他季 : 30,246kWh

日本年金機構で使用する高圧電力（奄美大島年金事務所）への質問（回答）書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 様提出者 所在地
事業所名
代表者名
FAX 番号
TEL 番号

⑩

番号	質 問	回 答

【質問書提出期限】 令和8年10月21日（水）正午まで

【質問書提出方法】 F A X （ 03-6892-7993 ） ※送信後電話にてF A X到着確認を行うこと。

【質問書の提出先】 日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 篠原（T E L：03-6892-0727）

※質問への回答11月2日（月）17時頃までに日本年金機構ホームページに掲載します。

住所
会社名
代表者氏名

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開 示 内 容	番 号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方	②環境価値のみ

- 注 1) 関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
- 注 2) 相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙 3 を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。
- 注 3) 供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙 3 を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別紙 4 を用いて発注者が定める期間内に提出すること。
- 注 4) 違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

特定電源割当誓約書

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 様

提出者 所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL番号

⑩

以下のとおり日本年金機構に電気を供給することを誓約する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転することをここに証する。

1 対象拠点(お客様番号、需要施設名、需要施設住所、契約電力)
別表のとおり

2 供給期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(発電施設及び環境価値の属性情報は別添3-4のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

【照会先】
日本年金機構
会計・資産管理部 管財グループ
担当：篠原
TEL：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993

[illegible]

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む。）

[illegible]

特定電源割当証明書

日本年金機構 理事長代理人
 会計・資産管理部長 岡部 太 様

提出者 所在地
 事業所名
 代表者名
 FAX番号
 TEL番号



1 お客様情報

お客様番号 ○○○○
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添3-6のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

担当者等連絡先

部署名 :
 責任者名 :
 担当者名 :
 T E L :
 E - mail :

【別添】環境価値の属性情報(見込みを含む。)

環境価値の付与に 使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の 電話番号	発電設備 区分	発電出力 (kWh)	発電設備の所在地	環境価値 移転量(kWh)
FIT非化石証書(再エネ指定)		●●事業者		〇〇県〇〇市〇〇		太陽光		〇〇県〇〇市〇〇	〇〇
非FIT非化石証書(再エネ指定)		▲▲事業者		〇〇府〇〇市〇〇		風力		〇〇県〇〇市〇〇	〇〇
						合計 (kWh)			